

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第104号

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子保健法施行細則（昭和62年川崎市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式

養育医療意見書					
(ふりがな) 本人氏名		性別	男・女	生年 月日	年月日
在胎週数	(単胎／双胎(　　胎))			出生時 の体重	g
症状の概要	1 一般状態	(1) 運動不安・痙攣 (2) 運動が異常に少ない			
	2 体温	(1) 摂氏34度以下			
	3 呼吸器 循環器	(1) 強度のチアノーゼ持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い			
	4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物がある (4) 血性便がある			
	5 黄疸	(1) 生後数時間以内に発生 (2) 異常に強い			
	その他の所見 (合併症の有無等)				
	診療予定期間 (継続診療予定期間)	年月日から		年月日まで	
現在受けている 医療	保育器の使用 人工換気療法 酸素吸入 経管栄養 持続静脈内注射 その他の医療( )				
症状の経過 (継続診療の理由)					
上記のとおり診断します。					
年月日					
医療機関の名称 所在地 医師氏名					

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

。